

(続紙 1)

京都大学	博士 (教育学)	氏名	奥原 (渡辺) 雅幸
論文題目	連邦制国家インドにおける高等教育の展開 －1990年代以降の変化に着目して－		
(論文内容の要旨)			
<p>本論文は、インド共和国 (以下、インドと略) において 1990 年代以降、本格的な経済の市場化を含むグローバル化の進展や高等教育の拡大等を背景として展開された、高等教育機関、大学教員、学生それぞれに関わる連邦政府の施策を総合的に検討することで、連邦制という枠組みのもとで、インドの高等教育がどのように展開してきたのかを明らかにすることを目的としている。この目的を達成するために、具体的な研究課題として、高等教育機関、大学教員、学生を対象とする連邦政府の政策の分析、グローバル化の進展が連邦政府、連邦政府と州政府の関係、個人に与えた影響の検討、高等教育の展開をめぐる連邦政府と州政府の関係の考察の 3 点が設定された。</p> <p>第 1 章では、高等教育に関わる憲法の条文をめぐる議論や、それをもとに実施された取り組みを検討した。1947 年独立後のインドでは、中央集権的な連邦制のもとで高等教育に関する連邦政府と州政府の権限関係が定められ、連邦政府には国立大学等の設置の権限に加え、高等教育の調整と基準の設定という権限が与えられた。それをふまえて、1956 年には、大学の質の維持向上を目的として大学に補助金を分配することに加え、大学運営に関する助言を与える組織として大学補助金委員会 (UGC) が設置された。また、1976 年には憲法の改正が行われ、これまで州政府に与えられていた高等教育を含む「教育」に関する立法の権限が連邦政府と州政府の共通管轄事項に移行されることとなった。全体として 1990 年代までのインド高等教育は、連邦政府も特に大きな施策を試みることなく展開された。</p> <p>第 2 章では、1990 年代以降、社会変化に対応して連邦政府による高等教育機関の設置認可や高等教育機関に対する規制がどのように進められたのかを検討した。連邦政府はまず、私立大学の設置認可によって高等教育の拡大と質の向上をめざしたものの、州政府などの反対から実現しなかった。そこで、自らの権限の範囲内で、国立大学や国家的重要機関、準大学の増設を進めた。2000 年代後半以降には、高等教育全体の一元的な管理を目的とした法案を提出したが、やはり州政府などの強い反対によって制定には至らなかった。こうした経緯の後 2013 年からは、「国家高等教育計画」(RUSA) と呼ばれる新たな政策を導入している。これは、新自由主義的な潮流の影響も受けて、連邦政府がめざす高等教育の施策を、州政府に競争的な資金を分配して州政府自らの手で実施させ、高等教育全体の質の向上を図るという新たな政策手法である。</p> <p>第 3 章では、1990 年代以降実施されている大学教員資格に関わる制度の展開について検討した。大学教員の資格を定める権限を有する UGC によって 1990 年代以降、大学教員の採用と昇進に関わる規則が制定されてきた。その中で、特に 2010 年代以降は、グローバル化などに対応するために、大学教員の採用や昇進の条件として、教育だけでなく研究の業績を重視するようになってきている。また、インドでは大学教員に採用されるためには、博士号を取得するか、もしくは大学教員資格試験の合格が求めら</p>			

れている。大学教員資格試験制度については、連邦政府による全国試験（NET）を基礎としつつ、それと同水準が担保されていることを前提に、「地方に特徴的な科目」や「地方言語の科目」などの州政府による試験（SET）を認めることで、州の多様性に配慮している。同時に、もともと州政府によって実施されていた試験科目を全国試験に組み込む動きも見られる。

第4章では、インドの学生の質を担保するしくみとして、大学入学者選抜制度の改革動向について検討した。インドでは第12学年の終了時に州ごとに組織された試験が行われ、その合格が一般的な大学の入学資格となっている。連邦政府はその質の管理を目的とした機関の設置をめざしてきたが、実現には至っていない。一方で、工学系や医学系の大学入学者選抜に関しては、連邦政府は2000年代初頭から全国統一型の試験を実施している。2010年代の試験制度改革では、統一試験における第12学年修了試験の結果の比重を増やすことでその質のばらつきを縮小するとか、医学系の入学試験では州レベルの試験を廃止して全国統一試験のみとするといった措置が採られている。こうした改革も、連邦政府主導で進められている。

終章では、4つの章での検討結果をもとに3つの課題について考察を進めた。そして、インドでは高等教育という場において、中央集権的な連邦制のもと、従来連邦政府と州政府はそれぞれ個々の独立したプレイヤーとしてふるまってきたが、1990年代以降特にグローバル化の進展に対応するため、連邦政府が自らの権限に基づき積極的に政策を展開することで、ときには州政府との対立も生じたが、同時にお互いをパートナーと位置づける局面も見られるようになり、連邦政府と州政府とのこうした協調的な関係により高等教育が展開されるようになってきていると結論づけた。

(論文審査の結果の要旨)

連邦制国家であるインド共和国（以下、インドと略）では、高等教育の展開に関して連邦政府と州政府がそれぞれの権限に基づいて役割分担する体制が採られている。インドの体制は「中央集権的連邦制」と言われるように、連邦政府にも、国立大学等の設置や高等教育の調整と基準の設定など比較的大きな権限が与えられている。1980年代までは連邦政府と州政府は相互に独立的に施策を進めてきたが、1990年代に入って経済の構造調整を含むグローバル化の動きがいわば外圧として生じたのに伴い、連邦政府と州政府はそれぞれ対応を模索するようになった。本論文はこのような動向をふまえて、1990年代以降のインドにおいて、グローバル化の進展を背景としつつ、連邦政府が州政府とどのような関係をもって高等教育の展開を進めようとしてきたのかを明らかにしようとしたものである。

本論文は、以下の3点において顕著な独創性と高い学術的意義が認められる。

第1に、連邦制における連邦政府と州政府の関係を、政策の検討を通じて具体的に検討している点がある。インドの高等教育に関する先行研究では、連邦と州が互いに強い権限を持つ構造の中で両者が衝突し統制が十分に行われていないことが問題点として指摘されてきた。本論文では、両者の関係をそうした単純な二項対立の枠組みで把握するのではなく、それぞれの権限に基づいて両者の対立と協調が並存した関係として描き出している。第2章においては、高等教育機関の設置に関してはそれぞれの権限が衝突することから連邦政府の政策展開が制限されると同時に、高等教育の質の向上をめぐる連邦政府の資金を州政府を通じて高等教育機関に配分するしくみを導入することで、連邦政府と州政府が協力的な関係の構築を図っていることを明らかにしている。また第3章では、もともと州レベルで実施されていた大学教員資格試験の科目が全国試験に組み込まれることが、連邦政府にとっても州政府にとってもメリットをもたらしたことが指摘されている。

第2に、法律の制定などを通じて実施に移された政策だけでなく、連邦政府から提案されたものの審議の過程で廃案になったり実施の結果修正されたりした政策も検討対象として取り上げ、それらを総合的に考察することで、連邦政府の権限が実際にどの程度、どのような形式で行使されているのかを明らかにしようとした点がある。連邦政府と州政府の権限は憲法に規定されているが、そうした法案や政策の審議・実施の過程をていねいに追うことによって、それぞれの権限がどのように解釈され、どのように制度として展開しているのかを示すことに一定程度成功している。例えば、第2章では、私立大学や外国の高等教育機関の設置認可や規制を連邦政府の管轄とする法案が州政府からの激しい反対を受けて廃案になった過程が論じられ、その中で双方が高等教育機関の設置認可をどのようにとらえていたのかを整理している。

第3に、インドの高等教育制度のうち、先行研究ではほとんど注目されてこなかった大学教員資格試験制度を取り上げ、導入の意図や制度的枠組み、実施状況を検討している点がある。この制度は、大学教員資格の取得にあたり連邦政府または州政府によって実施される筆記試験での合格を求めるものであり、政府が試験内容の形式で大学教員となるために必要とされる能力や知識を設定するという特徴を有している。

一方、本論文の課題として次のような点が指摘される。まず、社会変化の重要な要因として設定されているグローバル化の検討が不十分で、高等教育の展開との関連性が明示的に記述されているとは言えない。また、インド社会の持つ多様性に鑑みて、州政府間、大学間に存在する相違への言及は物足りない。しかし、これらの課題は本論文で得られた知見をふまえて今後発展させていく際に克服することが期待される点であり、著者本人もそのことを自覚している。

よって、本論文は博士（教育学）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和元年5月30日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める（期間未定）。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降